

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する省令の一部を改正する省令について

1. 経緯

「関税定率法等の一部を改正する法律」の一部施行及び「関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行に伴い、税関手続申請システム(CuPES)を使用してオンラインで行うことができる手続を定めている「税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」の一部を改正する必要があるため所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

積荷目録及び旅客・乗組員氏名表の事前報告を義務化する関税法の改正の施行に伴い、税関手続申請システムを利用してオンラインで行うことのできる手続を記載した別表を改正するものである。

(1) 削除するもの

- ・ 旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出業務を通関情報処理システム(NACCS)にて対応するため、別表第1第23号を削除。
- ・ 積荷目録の事前報告の義務化に伴い、航空運送貨物に係る積荷目録提出前積卸承認申請が廃止されるため、別表第1第24号を削除。

(2) 手続の内容を改正するもの

特殊船舶等が不開港に入港する際に、入港届を提出することが義務化されたことに伴い、別表第1第28号を改正する。

(3) 根拠条文を改正するもの

別表第1第112号及び第242号。

3. スケジュール

公	布	平成18年11月10日
施	行	平成19年2月1日